

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
随時30-006-02	豊後高田市	外国人技能実習生受入れ特区	<p>本市を含む大分県北部及び福岡県南部地域は自動車産業の集積により、雇用の創出が図られてきた。しかしながら、今までにない自動車景気、生産年齢人口の激減、都市部への若者の流失により、製造業をはじめ全産業で労働力が不足している。地方の労働力は枯渇しており、これを支えるのは、もはや外国人しかいない状況である。本市では、行政、経済団体、民間事業者と連携協定を結び、外国人技能実習制度の有効な活用により、国際貢献及び波及的に地域産業の発展に貢献する取り組みを進めている。しかしながら「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」に規定されている実習生の受け入れ人数枠では、今後、急速に進む人口減少、企業ニーズに対応していないため、受け入れ人数の規制緩和と自動車産業には欠かせないゴム製造についても業種の追加をお願いしたい。</p>	外国人技能実習法による受け入れ人数枠の規定	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第16条	実習生の受け入れ人数の規制緩和	法務省 厚生労働省	<p>まず、外国人技能実習制度は労働力確保のために用いられるものではなく、あくまで開発途上地域等への技能等移転による国際貢献のための制度であるという大前提があることを改めて御理解願います。</p> <p>その上で、そもそも受け入れ人数枠とは、受け入れ企業において、技能実習が通常の業務とは異なる負担を伴って行われるものであることに鑑み、適正な技能実習を行うための技能実習生のみを受け入れを認めるものとして、受け入れ企業の規模に応じた上限を定めているものです。したがって、たとえ、御提案にあるような自治体や商工会議所等の支援体制を講じたとしても、実際に技能実習生に対して技能実習を実施する企業の規模や体制等に変化が生じるものではないことから、かかる支援体制を講じることをもって、直ちに受け入れ企業における人数枠の拡大を行うことは困難です。</p> <p>ついては、今後、新設される監理団体の許可申請において、新制度で定められた優良要件を満たしていただき、当該監理団体による実習監理の下、同じく優良要件を満たす受け入れ企業における受け入れ人数枠倍増の措置を御活用いただきたいと思います。</p>
				外国人技能実習法による受け入れ可能職種の規定	<p>出入国管理及び難民認定法第2条の2</p> <p>外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第9条2号及び同施行規則第10条2項1号</p>	実習生の受け入れ職種の追加(ゴム製品製造業)	法務省 厚生労働省	<p>・技能実習制度の2号移行対象職種に追加するためには、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 同一の作業の反復のみではないこと</li> <li>② 送出国の実習ニーズに合致すること</li> <li>③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること、</li> </ol> <p>という要件を満たす必要がありますが、現行制度でも対応が可能となっております。</p> <p>・ご指摘の作業については、今後具体的な相談があった場合には、業所管省庁と連携の上、適切に対応してまいります。</p>